

会 議 録

| | |
|---------|---|
| 会 議 名 | 平成30年度山陽小野田市国民保護協議会 |
| 日 時 | 平成30年5月10日 14時30分から15時20分まで |
| 場 所 | 山陽小野田市役所 3階 大会議室 |
| 出 席 者 | 山陽小野田市国民保護協議会 会長 藤田剛二 山陽小野田市国民保護協議会委員 20名 内田初弘委員、吉川修委員、齋藤達也委員、磯村昭二委員、 保田英雄委員、田中英昭委員、田中憲治委員代理、 古川博三委員、宮内茂則委員、山本晃委員、芳司修重委員、 矢賀健委員、今本史郎委員、山下剛史委員代理、前田耕作委員、 藤村嘉彦委員、河村芳高委員、岡本志俊委員、阿部勝委員、 森田純一委員代理 |
| 委員欠席者 | 4名 |
| 事 務 局 | 総務部総務課危機管理室 田尾忠久総務課課長補佐、青木宏薫総務課危機管理室長、松岡 祥吾主事、岡田靖仁主事 |
| 会 議 次 第 | 1 開会 2 会長挨拶 3 議事 (1) 審議事項 山陽小野田市国民保護計画の修正について (2) その他 報告事項 避難実施要領策定マニュアルの作成について 4 閉会 |

要旨

| | |
|---|---|
| <p>1 開会 事務局：</p> | <p>この国民保護協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づいて制定された山陽小野田市国民保護協議会条例により、国民保護計画の作成、修正及び計画実施の推進等を所掌事務としている。</p> <p>今回は、山陽小野市国民保護計画の修正について御審議いただくため本会議を開催する。</p> |
| <p>2 会長挨拶 会長：</p> | <p>今回の会議では、国民保護計画の修正について審議をいただきたい。この計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に市が国、県、他の市町村等と連携し、迅速に住民の避難及び救援ができるようあらかじめ定めているものである。全ての国民保護に関する事態を想定することは困難であるが、それぞれの専門的知見から皆様の忌憚のない御意見をいただきたい。</p> |
| <p>3 議事 事務局：</p> <p>委員：</p> <p>会長：</p> <p>委員：</p> <p>事務局：</p> | <p>(1) 審議事項について、以下の内容を資料に沿って説明した。 山陽小野田市国民保護計画の修正について</p> <p>審議1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正</p> <p>審議2 機構改革に伴う修正</p> <p><質疑応答> なし</p> <p><議決> 異議がなければ、山陽小野田市地域防災計画の修正を原案どおり決定したい。</p> <p>異議なし。</p> <p>(2) その他について、報告事項として以下の内容を資料に沿って説明した。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>報告1 山陽小野田市国民保護避難実施要領策定マニュアルの作成について</p> <p><質疑応答></p> |
| 委員： | <p>山陽小野田市国民保護避難実施要領策定マニュアルについて、武力攻撃事態等のパターン別に避難実施要領が定められているが、今後、その数を増やす予定はあるのか。</p> |
| 事務局： | <p>市の情勢等を考慮しながら見直しを行い、より良いものになりたい。</p> |
| 委員： | <p>他市のもの等を参考にしながらパターンを増やすべきである。事前に様々な想定をしているほうが万が一の事態に対して迅速な対応ができるからである。</p> |
| 会長： | <p>本市では5つのパターンを想定しているが、他市ではより多くのパターンがあるのか。</p> |
| 委員： | <p>それぞれの地域性があるので一概にはいえないが、例えば、山陽小野田市は海に面しているため着上陸を想定したパターン等が考えられる。既にそのパターンを想定している自治体のものを参考にするとよいと考える。</p> |
| 会長： | <p>事務局はその点をしっかり検討していただきたい。</p> |
| 委員： | <p>質問ではなく意見として述べさせていただく。市国民保護計画ではソフト面について多く言及しているが、安全のレベルを上げるためには日頃からソフト及びハードの両面から考えることが必要である。そのためには常に新しい技術に着目し取り入れることが大切であると考え。また、このような事態となったときは、業務が多忙となり混乱するが、平素から事態発生時の事務の効率化などを考えることによりこれが抑えられると考える。</p> |
| 事務局： | <p>これからの参考にします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>委員：</p> | <p>避難行動要支援者名簿について、災害や武力攻撃事態発生時には社会福祉協議会に開示できるのか。また、市国民保護計画の中に日頃から社会福祉協議会や民生児童委員と連携するとあるが、その一環として避難行動要支援者名簿の閲覧は可能であるのか。</p> |
| <p>事務局：</p> | <p>避難行動要支援者名簿については、災害発生時にしか提供できないこととなっている。しかし、担当課である社会福祉課とも協議し、要支援者が円滑に避難できる体制を作りたいと考えているので、いま少し時間をいただきたい。</p> |
| <p>会長：</p> | <p>作成した名簿が災害時に役立てられないということがないよう対応したい。</p> |
| <p>4 閉会</p> | |